「(仮称)麓山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、ふくねっと合同会社が、福島県二本松市及び伊達郡川俣町において、総出力96,600kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の周辺には多数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1.総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4)関係機関等との連携及び住民への説明

今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、復興計画等を踏まえるとともに、 地元の地方公共団体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行い、避難中の住民を含む、 住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すること。

2 . 各論

(1)騒音に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。また、当該住居ごとの居住状況や帰還の方向性等の情報の把握に努めることが重要である。これらを踏まえ、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住

居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。また、当該住居ごとの居住状況や帰還の方向性等の情報の把握に努めることが重要である。これらを踏まえ、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居ごとの居住状況や帰還の方向性等について調査を実施するとともに、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)一般環境中の放射性物質

本事業の実施により、土地の改変、森林の伐採及び工事用資材等の搬出入等を行った場合、放射性物質を含む粉じんの飛散又は降雨等による表土の流出のおそれがある。このため、今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」(平成27年3月、環境省)等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、放射性物質の拡散・流出を回避又は極力低減すること。その上で、土地の改変や森林の伐採等に伴う残土や廃棄物の発生が極力抑制されるよう環境保全措置をあらかじめ検討するとともに、残土や廃棄物が発生する場合には、事業者においてその処理計画をあらかじめ明らかにすること。

(4)鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺はサシバやノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。